

相模原市農村環境計画
概要版

令和7年12月

相模原市

目 次

1. 計画策定の目的.....	1
(1) 農村環境計画とは.....	1
(2) 農業・農村と環境の関わり	1
(3) 相模原市農村環境計画策定の経緯.....	2
(4) 計画の対象地域	4
2. 地域の環境評価.....	5
(1) 自然環境の特性及び課題	5
(2) 生活環境の特性及び課題	7
(3) 生産環境の特性及び課題	9
3. 地域の整備計画.....	11
(1) 農業生産基盤整備開発計画	11
(2) 農業近代化施設整備計画	11
(3) 農業農村整備事業計画図.....	11
4. 農村環境保全の基本方針	12
5. 農業農村整備における整備方針	15
(1) 広域的整備計画	15
(2) 地域別整備計画	19
(3) 「環境創造区域」、「環境配慮区域」	22
6. 計画の推進体制.....	25
(1) 推進体制	25
(2) 住民参加.....	25
(3) 関係機関との調整.....	25

1. 計画策定の目的

(1) 農村環境計画とは

農業・農村は、食料等の安定供給という本来的な役割に加え、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、多面的、公益的な機能を有しており、これらの機能は、農村に住んでいる人たちによる適切な農林業活動を通じて維持・増進されています。さらにこれらの機能は、農村に住んでいる人だけではなく、都市に住む人も含め、国民全体に利益をもたらしており、この農業・農村の持つ機能を今後とも維持・発展させる必要があります。

また、環境に対する国民の関心が高まる中で、農業を支援するための農業農村整備事業においても、総合的かつ効率的な環境保全対策を講じる必要性が一層高まっています。平成 13 年には土地改良法が改正され、土地改良事業の実施に際し「環境との調和への配慮」を行うことが原則化され、全国各地で農業農村整備事業の実施に際し、環境との調和への配慮に係る取組が定着しています。

地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮させ、環境に配慮した農業農村整備事業等の基本的な方向を示すためには、市町村ごとに基本構想を策定する必要があります。このような農村環境に対する基本構想をまとめ、農村地域を望ましい方向へ導くためのマスタープランが、農村環境計画です。

(2) 農業・農村と環境の関わり

農業は、その持続的な営みを通じて里地・里山といった自然環境を形成しています。水田をはじめとする農地や水路、ダム、ため池などでは、農業生産活動のために定期的、周期的に人間の手がかえられることで、原生自然に対して「二次的自然」と呼ばれる自然環境が維持されてきています。この二次的自然は多様な生物が生息する環境であることから、営農の持続は、二次的自然の形成、さらには生物多様性の保全に大きく貢献しています。したがって、二次的自然をよりどころとする生物多様性の保全には、営農の持続による農業・農村の保全が求められます。

(3)相模原市農村環境計画策定の経緯

1)市町合併を経た新たな相模原市の特性への対応

相模原市（以下、「本市」）では平成13年3月に「相模原市農業農村環境整備計画」を策定し、「豊かな自然環境の保全」「都市環境と調和する良好な生産環境・集落環境の創造」「田園景観の保全・活用」「市民の農とのふれあいの創造」を目標に各種取組を進めてきました。一方で本市は平成18年に津久井町及び相模湖町と、平成19年に城山町及び藤野町と合併し、首都圏南西部における社会・経済の拠点都市という旧相模原市の特徴に加え、豊かな森林や水源、良好な生物の生息・生育環境及び優れた景観資源が分布するという津久井地域の特徴も併せ持つことになりました。

本市と合併した津久井地域の旧町のうち、城山町、津久井町、藤野町においても、環境との調和への配慮に向けた計画である「城山町農村環境計画（平成17年3月）」「津久井町農村環境整備計画（平成17年3月）」「藤野町農村環境整備計画（平成18年3月）」が策定されています。これら旧町の計画と「相模原市農業農村環境整備計画」を統合し、都市地域と中山間地域の両方の特徴を持つ「新たな相模原市」を対象とした計画を策定する必要があります。

2)農業・農村環境を取り巻く情勢の変化への対応

現行計画である「相模原市農業農村環境整備計画」は、平成13年3月の計画策定から24年が経過しており、計画策定からこれまでの間、本市の農業・農村環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

近年では農業生産性の一層の向上を図るため農地の大区画化・汎用化等の整備が展開され、これにより農地と水路を結ぶ生態系ネットワークの確保が難しくなるなど、従来の生態系配慮手法が適用できない場合もある一方で、農業者の減少と高齢化が進み、生態系配慮施設の維持管理が困難になるなど、生態系配慮を進めていく上での状況が変化してきています。このことから、農林水産省では令和2年に、これらの課題と方向性について「今後の生態系配慮の方向性（提言）」として取りまとめています。

また、農林水産業は生物多様性からもたらされる自然の恵みを利用して行われる生産活動であるとともに、その持続的な営みを通じて里地・里山といった自然環境を形成し、生物多様性に貢献しています。一方で「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JB03）」（2021年3月）によれば、我が国における生物多様性及び生態系サービスの損失・劣化の状況は、この50年間長期的に悪化傾向にあり、それらの直接的な要因の影響力も大きいまま推移しています。この直接的な要因が、「生物多様性の4つの危機」と呼ばれる以下4つの危機です。

- ・第1の危機：人間活動や開発による危機
- ・第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機
- ・第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機
- ・第4の危機：地球環境の変化による危機

農林水産分野では、「第2の危機」に含まれる里地・里山の管理・利用の縮小等による生物多様性の損失が指摘されています。

我が国では生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、平成19年より「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、施策を推進するとともに、「生物多様性国家戦略」に反映しています。直近の国内外の動向としては、持続可能でよりよい世界を目指すため「SDGs（持続可能な開発目標）」が平成27年に採択され、生物多様性の損失を止め自然を回復軌道に乗せるため「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が令和4年に採択されたほか、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図るため「みどりの食料システム戦略」が令和4年に策定されました。これらの動向を受けて、農林水産省及び環境省は令和5年にそれぞれ「農林水産省生物多様性戦略」の改定、「生物多様性国家戦略2023－2030」の策定を実施しています。

本市においても、これら農業・農村環境を取り巻く直近の情勢を踏まえた、新しい計画の策定が求められていることから、「相模原市農村環境計画」を取りまとめました。

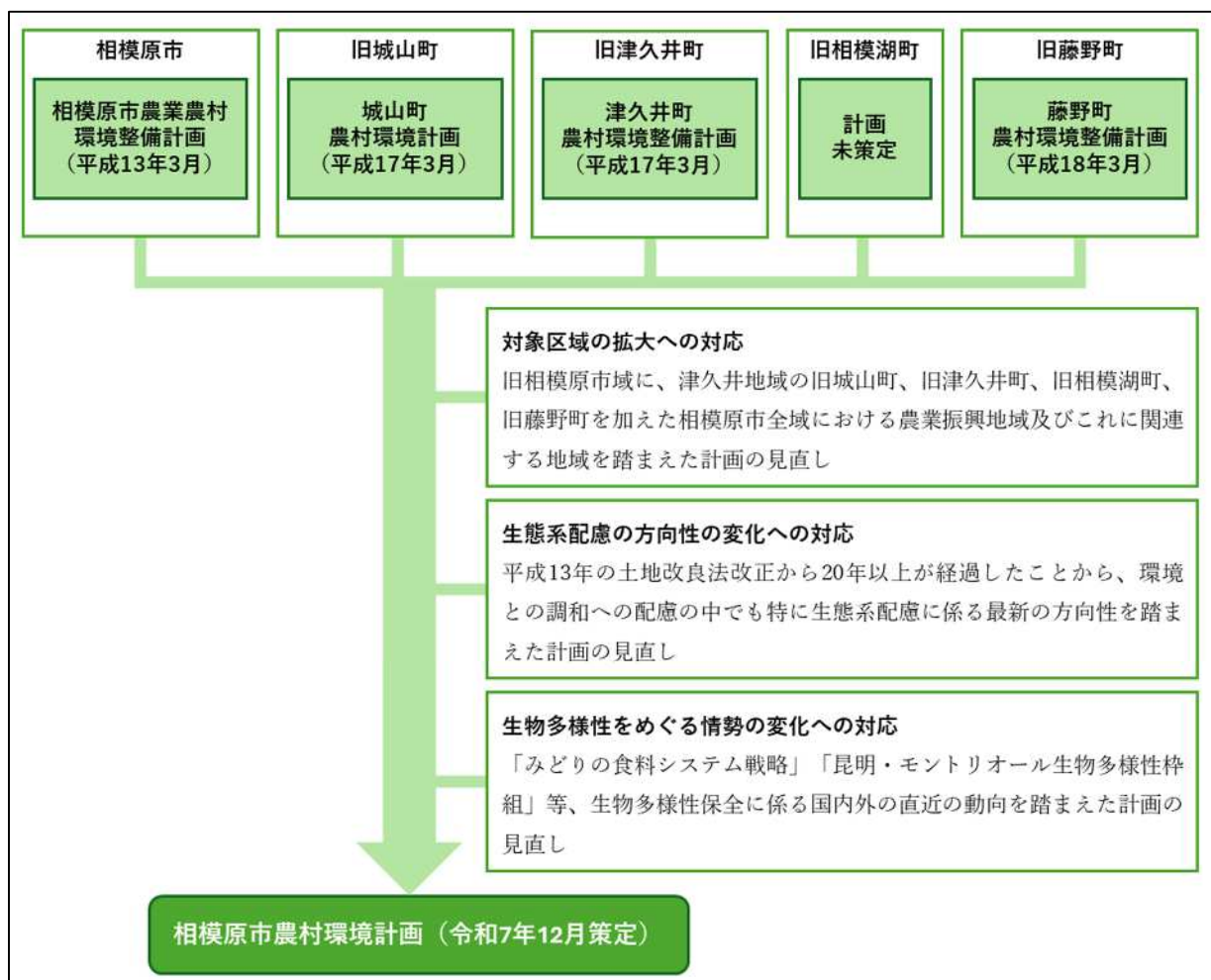


図1 相模原市農村環境計画策定の経緯

(4)計画の対象地域

相模原市農村環境計画計画（以下、「本計画」）の対象地域は、本市における農業振興地域及びこれに関連する地域とします。

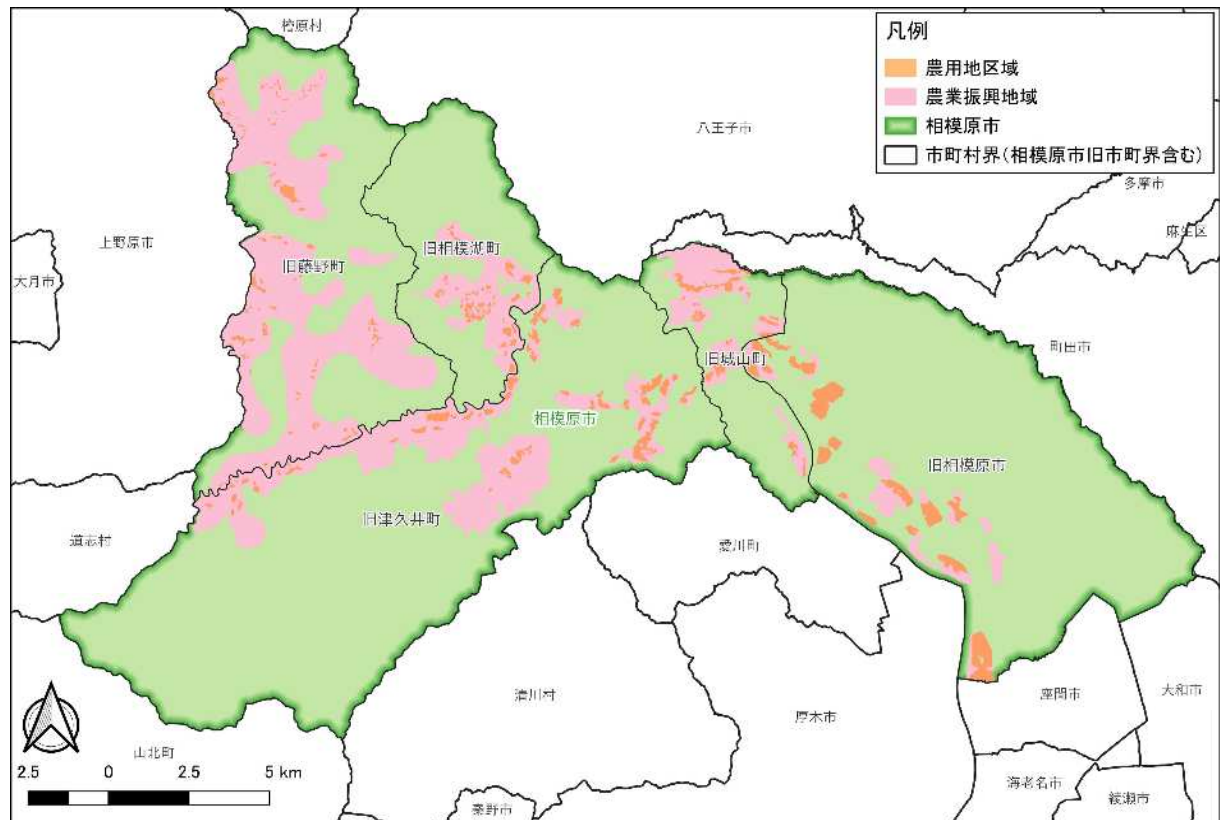


図2 本市における農業振興地域

出典) 国土交通省「国土数値情報 農業地域データ (平成27年度)」

2. 地域の環境評価

(1) 自然環境の特性及び課題

本市の自然環境に関する環境特性と課題を整理します。

表 1(1) 自然環境の現況特性と課題

地 域	環境特性	課 題
本市全域	旧相模原市域は都市部のみどり、津久井地域は中山間地のみどりが広がる。緑被率・農地は減少傾向である。	市街地の緑被地、農地の減少、山間部における緑被地の大規模消失が懸念される。
本市全域	市街地で緑被地が減少傾向であり、また水辺やみどりのつながり(連続性)が不足している。	生物の生息・生育域の縮小・分断が懸念される。
本市全域	水田の用排水路については湧水の流入等により良好な水質となっているが、一部、家庭雑排水が流入している。 また、都市化に伴い湧水の枯渇や用排水路のコンクリート化、柵の設置、ごみの投棄などが見られる。	都市化に伴う水質の悪化、自然の消失、親水性の低下等が進み、水環境が悪化している。 緑・湧水の減少や河川・用排水路のコンクリート化などによる生息環境の悪化に伴い、ホタル等の身近な生物が減少している。
本市全域	多くの外来種の生息・生育が確認されている。	アライグマ、オオキンケイギク等の特定外来生物を始めとした外来種の生息・生育地域が拡大している。
津久井地域	人工林の管理不足による荒廃、広葉樹林の下層植生の衰退等がみられる。	生物多様性への負の影響、水源かん養機能、土砂流出防止機能の低下が懸念される。
津久井地域	野生鳥獣の生息域の拡大とともに、農作物への被害や市民が脅威に感じる生活被害が多発している。 特に、農地と宅地が混在した生活環境を形成する中山間地域で顕著に見られる。	鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の拡大、過疎化の進行に影響を及ぼす。
津久井地域	少子高齢化等により農林業の担い手が減少し、農地や山林が荒廃したことで里山との緩衝帯が無くなり、野生鳥獣が人里近くで生息しやすくなった。	高齢化等により自主的な追上げや追払いが困難な地域がある。
津久井地域	食物残渣、放置野菜や農地果樹等、栄養価の高い人間の食物が、野生動物の誘引や個体数の増加の主な原因となっている。	獣害防止柵の設置、余剰野菜や残渣の速やかな処分などの対策が必要であるが、これら鳥獣害対策に係る農家等への負担の増加が懸念される。

表 1(2) 自然環境の現況特性と課題

地 域	環境特性	課 題
津久井地域	ニホンジカやイノシシの生息域が津久井地域全域に拡大している。	丹沢山系に生息するイノシシやニホンジカにヤマビルが寄生して生息域が拡大し、地域住民やハイカー等への吸血被害が増加している。
津久井地域	多くのニホンザル個体群が生息している。	ニホンザルの行動域が広く、効率的な捕獲が困難である。 また、隣接都県と管理や捕獲方法に違いがあり、統一的な対応ができていない。
本市全域	林業の衰退に伴う森林荒廃、宅地化の進展と後継者問題による農地の減少、耕作放棄地の増加が進行している。 また、鉄塔や送電線などによる風景の阻害、大規模な残土処分や人工的な護岸整備、事業用太陽光発電整備などの設置による自然景観の損失が見られる。	自然の資源を適切に保全するとともに、身近なみどりを増やすことにより、潤いのある景観の形成を図る必要がある。

(2)生活環境の特性及び課題

本市の生活環境に関する環境特性と課題を整理します。

表 2(1) 生活環境の現況特性と課題

地 域	環境特性	課 題
旧相模原市	人口の微増及び世帯数の増加傾向にある。	世帯数の増加は住宅戸数の増加による混住化につながる可能性がある。住宅等の開発圧に対し、計画的な開発誘導が必要である。
旧相模原市	圏央道が開通したほか、リニア中央新幹線神奈川県駅（橋本周辺）の設置に係る開発整備が進行している。	圏央道を農産物の流通体制強化に活かすことで、地域農業の経営基盤強化に役立てる必要がある。また、リニアを利用した首都圏からの来訪者が市内の農村へアクセスしやすくするために、橋本駅からの交通網を強化する必要がある。
旧相模原市	宿泊観光客は県内・首都圏からの割合が多い。	農泊、作付け体験、収穫体験、加工体験などを通じ、都市住民が農業農村の価値に対する理解を深め、都市農村交流を促進できるような機会を拡充する必要がある。
旧相模原市	旧相模原市の農地は、平坦地に位置し、比較的まとまって存在している。一方で市街地に囲まれており、特に白地農地を中心に、農地の無秩序な開発、転用等、スプロール現象が見られる。	混住化、スプロール化は、生産環境や農村集落の生活環境の悪化を招いている。地域環境に配慮した計画的な開発の誘導などにより、地域環境の保全を図る必要がある。
旧相模原市	集落地においては、長屋門・蔵のある農家などの旧家、養蚕守護の望地弁天堂などの社寺など歴史的資源が残され、的祭などの祭・伝統行事が伝承されている。 また、相模川周辺には、用水の取水や新田開発にまつわる農業土木遺構が残されている。	農との関わりの深い歴史・文化資源や農業土木遺構などの地域資源について、少子高齢化や生活環境の変化による後継者不足により、継承が困難になってきている。これら資源について、保存のみならず地域づくりへの活用を考慮する必要がある。
津久井地域	人口減少が進行している。一方で世帯数は微増傾向にある。	高齢化や担い手不足により、農道や水路の維持管理に参加する住民が減り、必要な労力が脆弱化することで、維持が困難な集落や農地が発生している。
津久井地域	圏央道が開通したほか、津久井広域道路の延伸整備が進められている。	道路整備により分断される農地が発生しているため、農地の更なる流動化促進などにより、営農環境の改善を促す必要がある。一方で、これらの道路を農産物の流通体制強化に活かすことで、地域農業の経営基盤強化に役立てる必要がある。

表 2(2) 生活環境の現況特性と課題

地 域	環境特性	課 題
津久井地域	宿泊観光客は県内・首都圏からの割合が多い。	津久井地域への交流人口増加を見込み、農泊、作付け体験、収穫体験、加工体験などを通じ、都市住民が農業農村の価値に対する理解を深め、都市農村交流を促進できるような機会を拡充する必要がある。
津久井地域	中山間地域であるため平地が少なく、居住空間と農地、自然が極めて近接しており、集落環境はこれらの影響を受けやすい。また、農地は散在しており、一団の農地は少ない。一方で住宅地等への無秩序な転用が見られる。	高齡化や後継者不足による農地・山林の荒廃化など、農村環境の維持・保全が課題である。多様な生物の生息空間を確保するためにも、農地の荒廃防止を図り、農村環境を維持・保全する必要がある。 また、混住化は、生産環境や農村集落の生活環境の悪化を招いている。地域環境に配慮した計画的な開発の誘導などにより、地域環境の保全を図る必要がある。
津久井地域	津久井地域の自然・風景を求めて首都圏から来訪する観光客が多い。	農産物や農林資源の活用にあたっては、観光・交流事業などとの連携をさらに強めていく必要がある。 一方で高齡化や後継者不足により、豊かな自然環境の維持・保全が課題である。
津久井地域	特色ある地域文化、祭り、建造物などが数多く残っている。	少子高齡化や生活環境の変化による後継者不足により、地域に伝承されてきた生活文化、祭り、建造物などの維持・継承が困難になってきている。しかしこれらは農村環境の維持だけでなく、観光振興に重要なものであり、積極的に保全・活用を図る必要がある。

(3)生産環境の特性及び課題

本市の生産環境に関する環境特性と課題を整理します。

表 3(1) 生産環境の現況特性と課題

地 域	環境特性	課 題
本市全域	経営耕地及び販売金額の小規模な経営体ほど、離農する傾向にある。	小規模な農家にとって収入の見通しが立たず農業経営が不安定であることから、営農を継続しにくい環境である。また、新規参入・新規就農者にとって、十分な収益をあげることができない恐れがあるため就農の壁が高い。
津久井地域	旧相模原市と比較すると、津久井地域の離農率の方がやや高い傾向にある。	離農率が高いことで、農産物の生産が低くなり、販売の機会（雇用機会）や観光資源としての価値が低下する。また、国内の食料自給率の低下にも繋がり、食料を安定して供給することが難しくなる。さらに、離農率が高いことで荒廃農地の発生要因にもつながる。
本市全域	基幹的農業従事者の年齢構成は 60 歳以上が全体の約 8 割を占め、担い手の高齢化が進んでいる。	農業従事者の高齢化が進行することで、草刈りや水路等の保全・管理が難しくなる。また、農業従事者における生産年齢人口の割合が少なく、新規就農者が定着しないことで、農業の技術や知識の次世代への継承が途絶える恐れがある。
本市全域	本市における農業経営体の約 8 割が、5 年以内に後継者を確保できる見通しが立っていない。	農業の担い手が減少することで、農産物を扱う市場や加工業、流通業、観光業などにも影響を与え、地域全体の経済が停滞することにつながる。また、後継者を確保していないことから、所有者が維持管理をできなくなり、荒廃農地が発生する恐れがある。
津久井地域	旧相模原市に比べると、後継者を確保していない割合がやや高い。	
本市全域	都市化の影響を受け、地目にかかわらず、耕地面積が 35.7%減少している。特に、樹園地が最も多い割合で減少し、田、畑の順に減少率が多い。	耕地面積の減少や農地の転用が進むことで、多くの動植物の生息・生育の場が失われ、自然環境や生物多様性への影響が懸念される。また、雨水を一時的に貯蔵する役割や地すべり等の災害を抑制する役割を持つことから、洪水防止や水源涵養としての機能を失うことに繋がる。さらに、原風景は人々に対しやすらぎを与えており、良好な農村景観が喪失することにつながる。加えて、混住化が進み、効率的な農業生産のしづらさ、ゴミ投棄等の弊害が発生しやすくなる。
本市全域	農地の転用状況は、鉱工業用地、植林等に比べ、住宅用地への転用の割合が最も多い。	

表 3(2) 生産環境の現況特性と課題

地 域	環境特性	課 題
津久井地域	中山間地域である津久井地域では、農地は散在しており、まとまった農地は一部でみられるのみである。	地形上の制約が耕作放棄の要因にもなっている。
本市全域	市内の耕地面積のうち、およそ2割が荒廃農地である。さらに、そのほとんどが、再生利用が困難と見込まれるB分類に該当する。	耕作放棄地の増加は、病虫害の被害や鳥獣被害の拡大に繋がる。また、農産物の生産量が減少し、農業関連の雇用機会の喪失につながる恐れがある。 その他、景観を損なう要因や災害時のリスクを高めることにも繋がる。
津久井地域	かつては薪炭などの供給地として活用され、人による手入れがなされてきた里山林が、生活様式の変化や担い手の高齢化、後継者不足などによって利用されなくなり、放置されている。	日当たりのよい雑木林を好む植物など、里山特有の生物の生息・生育への影響の発生、優れた景観の損失などとともに、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ等の数が増え、その生息域が拡大したことで、農林業被害や生態系への影響が発生している。
本市全域	やまといもや津久井在来大豆は地場農業ブランド化事業を実施し、生産から加工、販売を手掛け、付加価値を高める取り組みを行っている。	食品加工の際に発生する食物残渣等の処理方法等について、環境負荷軽減への努力が求められる。
本市全域	農業産出額の大部分は野菜と畜産が占める。	化学肥料・農薬等の多投入や不適切な使用、家畜ふん尿の不適切な処理が環境へ悪影響を及ぼす場合も生じており、生産者自身の意識向上と環境負荷軽減への努力が求められる。
本市全域	市内の田んぼのおよそ8割は平成30年時点で、既に生産基盤の整備が行われている。一方で畑、樹園地は1割程度の整備率であり、大部分が未整備となっている。	畑のほ場整備率が低いことから、農地の規模が小さく、不整形な場所で農業を行うことになる。そのため、大型機械の導入など効率化が難しくなる。特に、高齢化が進む地域においては、労働力が少ない中で、機械化が進まず農地の維持管理が難しくなり、離農に繋がる恐れがある。また、規模が小さく不整形な農地では農作物の生産性が低く、農業産出額の増大が見込めない。
本市全域	農業生産基盤整備においては、用排水路のコンクリート化や農道のアスファルト舗装・直線化が進められている。	基盤整備は生産環境の向上に資するものの、生物の生息空間の悪化や農村景観の阻害などが見られる。そこで、基盤整備に際しては、生産環境と調和を図りつつ、自然環境に配慮した整備を行う必要がある。

3. 地域の整備計画

本市では農業及び農村の振興を図るため、現在、以下の事業を実施又は計画しています。

(1) 農業生産基盤整備開発計画

旧相模原市における畑については、農道の整備、ほ場の大区画化等の事業導入を促進します。田については、農道、用排水路その他の既存施設の適切な機能管理を行うとともに、必要に応じて農業生産基盤整備事業を実施し、農用地区域内の農業生産基盤の強化を図ります。

津久井地域においては、旧城山町の水田における取水施設、農道、用排水路等の適切な機能管理や、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町における農道、水路等の適切な機能管理のための農業生産基盤整備事業の強化などを図ります。また、金原地区では、津久井広域道路の延伸に合わせた土地改良事業に向けた取組を進めています。

(2) 農業近代化施設整備計画

農用地等の保全・有効活用、生産性の向上、販路の拡大、地域特産物の開発、農業に対する理解を得るための機会の拡充等に留意しつつ、農業近代化施設の整備に関する施策を実施することで、持続可能な力強い地域農業の確立を目指します。

(3) 農業農村整備事業計画図

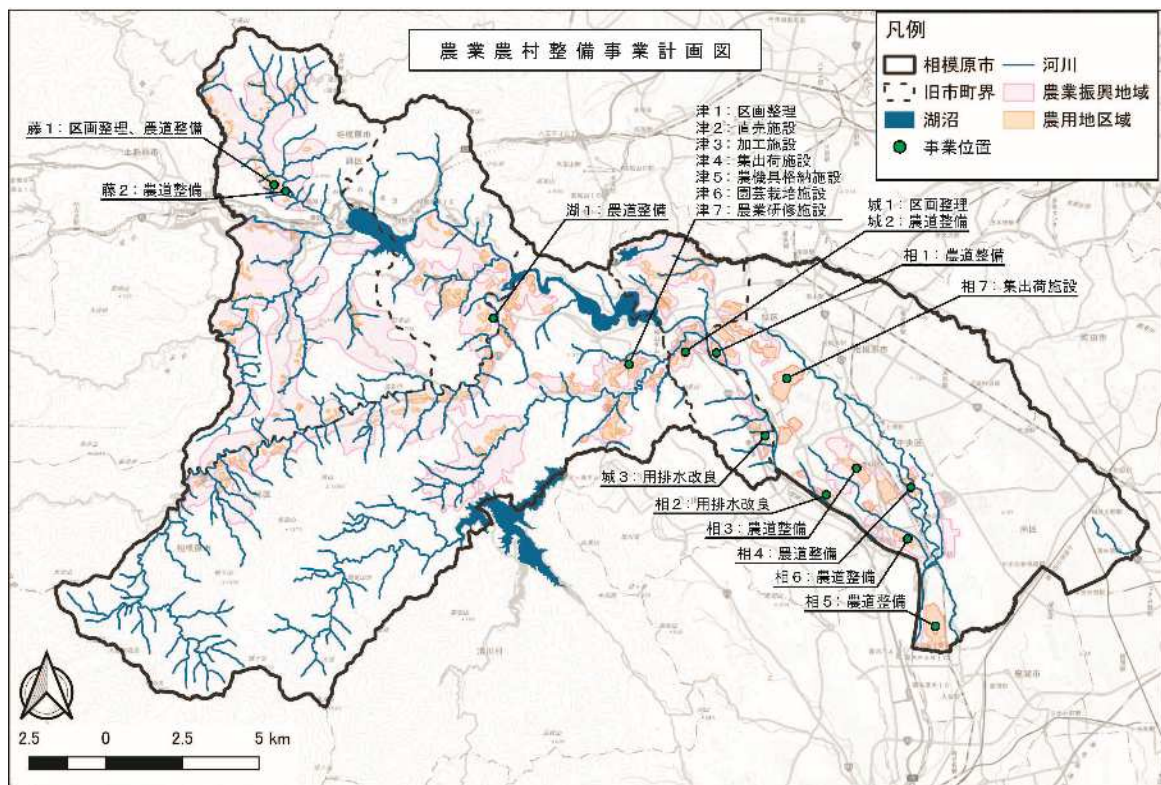


図3 農業農村整備事業計画図

出典) 国土交通省「国土数値情報 農業地域データ (平成27年度)」、
相模原市「相模原農業振興地域整備計画書」(令和3年3月)

4. 農村環境保全の基本方針

本市における自然環境、生活環境、生産環境の課題及び、本市の上位・関連計画を踏まえ、農村環境保全の基本的な考え方を整理します。

本市は、市域の西部には貴重な自然環境を形成した山々が連なるとともに、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖等を有しており、これらの湖の周辺や相模川、道志川、串川沿いの流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かな街並みが形成されています。

一方、市域の東部には、相模川沿いに相模原段丘、田名原段丘及び陽原段丘の3つの河岸段丘が形成されているほか、北側には城山湖周辺を水源とする境川が流れています。また、相模原台地の上段は、広狭交通網の充実により、利便性が高い地域として土地利用が進んでいますが、河岸段丘の間の斜面は樹林帯が連なり、都市部における貴重なみどりとなっています。

このような本市の特性を踏まえ、本市の総合計画である「未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～」や「第3次相模原市環境基本計画（改定版）」、「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」、「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」、「相模原農業振興地域整備計画書」、「相模原市景観計画」といった関連計画では、以下のような目標を掲げています。

- ・次代につなぐまちづくり
- ・人と自然の共生
- ・生物多様性の保全と活用
- ・みどりの保全と活用
- ・農業の持続的な発展
- ・農地の保全
- ・農業の多面的機能の発揮 など

本計画では、これらの計画に示す方針を踏まえるとともに、持続可能な、より良い農村環境づくりを市民とともに取り組んでいくものとし、本市の農村地域の将来像を以下のように設定します。

◆農村地域の将来像

一人ひとりが主役のみどりあふれるまちづくり
未来を耕し 農と自然を次世代へ

農村地域の将来像「一人ひとりが主役のみどりあふれるまちづくり 未来を耕し 農と自然を次世代へ」の実現を目指し、「第2章3.環境特性及び課題」に整理した本市の環境特性及び課題を踏まえ、基本目標と対応方策を「自然環境」、「生活環境」、「生産環境」ごとに設定しました。

表4(1) 基本目標と対応方策

	基本目標	対応方策
自然環境	多様な生き物を育む 豊かな自然環境との調和	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑被地、農地を保全し、生物の生息域の縮小・分断を防ぐ。 ◆水環境の維持・向上に向けて、水質や動植物の保護、水と親しむ機会の創出等を図る。 ◆外来種の防除のため、県や市、住民などと協働し、計画的、継続的な外来種被害対策を進める。 ◆人工林の管理により生物多様性、水源かん養機能、土砂流出防止機能を保持する。 ◆自然の資源を適切に保全するとともに、身近なみどりを増やすことにより、潤いのある景観の形成を図る。
生活環境	人と農との共生 未来へ続く農村づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆混住化を抑制するため、地域環境に配慮した計画的な開発の誘導などを推進し、地域環境の保全と効率的な農業生産を図る。 ◆生活利便性の向上と農産物の流通体制強化に向けて、交通網の強化・利用促進を進める。 ◆観光・交流事業等との連携をさらに強化し、農産物や農林資源を活用した都市農村交流を促進することで、来訪者が農業農村の価値に対する理解を深める機会を拡充する。 ◆農村景観の維持管理を、農業者だけでなく地域住民や子供会等による地域協働での活動となるよう支援する。 ◆農と関わりのある習慣、祭り、建造物などを地域資源として位置づけ、保存のみならず積極的に地域づくりへの活用を進める。

表 4(2) 基本目標と対応方策

	基本目標	対応方策
生産環境	持続可能で多面的機能を最大に発揮する農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業経営の安定化に向けた取組の推進を図り、営農の継続や就農の心理的ハードルを下げる。 ◆新規就農者の定着を図り、地域固有の農業の技術や知識を次世代への継承へつなげる。 ◆積極的に農産物の販売機会を提供するとともに、農業の観光資源としての価値を生み出し、地域全体の経済の活性化を目指す。 ◆離農者数と荒廃農地の発生をできる限り抑えることができるよう、農地の更なる集積・集約（流動化）の促進等により営農環境を改善し、効率的な農業を目指す。 ◆農道や水路等の管理を地域全体で共働し、営農環境を維持する。 ◆耕地面積の減少や農地の転用を抑制し、生物多様性や良好な農村景観、水田の洪水防止や水源かん養機能を維持する。 ◆学校や里山周辺地域を対象とした交流・体験事業の推進や、市民や企業など多様な主体との協働による里山の整備、維持管理を推進し、里山の保全・再生、活用を図る。 ◆農作物を野生鳥獣から守り、農業者の営農意欲を保つため、近隣の自治体と協力し、共通課題として鳥獣被害対策を実施する。

5. 農業農村整備における整備方針

(1) 広域的整備計画

「4. 環境保全の基本方針」に基づき、今後の農業農村整備事業等において取り組むべき環境保全の考え方を整理します。

1) 生態系配慮の考え方

生態系の配慮に対しては、「ミティゲーション5原則」の考え方を適用します。ミティゲーション5原則の適用に当たっては、農業生産性の向上等の事業目的の確保を前提とし、保全対象生物の生活史を踏まえた上で、保全対象生物の生息・生育環境の保全、事業への影響や費用、維持管理等の観点から、自然状態での生息・生育環境の保全（回避）が可能かどうかを十分検討し、それが不可能な場合は実施の可能性を順次検討し、最も適当なものを選定します。なお、代償は検討の結果やむを得ない場合にのみ適用します。

表5 ミティゲーションの5原則

ミティゲーションの5原則	対応例
【回避】 行為の全体または一部を実行しないこと	良好な環境を有している区域について、整備を実施せず、現状のまま保全
【低減】	
【最小化】 行為の実施の程度または規模を制限すること	既存水路を水生生物の生息・生育が可能な自然石及び自然木を利用した護岸とし、影響を最小化
【修正】 影響を受けた環境そのものを修復、復興または回復すること	河川から水田までの水のネットワークが確保されるよう、既存水路の改修に合わせ落差工に魚道を設置、さらに、水田と排水路の連続性が確保されるよう落差を解消
【影響の軽減／除去】 行為期間、環境を保護及び維持管理すること	生物の避難場所を残すなど生態系に配慮した施工範囲を検討し、段階的に施工
【代償】 代償の資源または環境を置換または提供すること	多様な生物が生息・生育する環境の代償として、保全池等を工事地域外に設置し、同等の環境を確保

出典) 食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き (第3編)」(平成16年5月)

2)景観配慮の考え方

景観配慮に対しては、景観配慮の基本原則である「除去・遮蔽」、「修景・美化」、「保全」、「創造」の四つの考え方にに基づき適切に実施します。

表6 景観配慮の基本原則

景観配慮の基本原則	対応例
【除去・遮蔽】 景観阻害となる要因を取り除いたり隠したりすること	住民の意向や経済性、施工性などから景観に配慮した施設をつくるのが困難な場合は、施設周辺を植栽するなどして遮蔽することで、周辺景観に与える影響を和らげる
【修景・美化】 景観阻害のインパクトを軽減し、植栽などの美化要素を追加すること	歴史的な家屋が建ち並ぶ地区では、石積みなどの自然素材を用いて水路を施工したり、水路沿いに花や樹木を植栽したりすることで、周辺景観と施設を一体化させる
【保全】 今ある空間調和を保つために、調和を乱す要素や要因の侵入、介入を防ぎ、現状を維持していくこと	茅葺き民家が数多く残っている伝統的景観を壊すことのないように、新設する施設に茅葺き民家のデザインコードをしっかりと継承させて、集落景観に溶け込むような配慮を行う
【創造】 新たに要素を付加することで新たな空間調和を創り出すこと	水田地帯を流れる用水路に、過去、かんがい用に存在していた水車を復活させるとともに、水路沿いにアジサイを植栽するなどして、新たな田園地帯の景観を創造

出典) 食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」(平成18年5月)

3)広域的整備区分

農業農村整備事業等において、生態系配慮の考え方、景観配慮の考え方及び、各種環境配慮工法を適用するにあたり、本市域を、相模原台地を中心とした平坦地の大半に建物用地が広がり、都市化が進行している「都市部」と、小仏山地及び丹沢山地に位置し、広大な森林と豊かな水を湛える湖が存在する「中山間地域^{注)}」という、特徴の異なる2地域に大きく区分し、各地域の特徴に合った取り組みを実施する方針とします。

本計画では特に地勢と現況土地利用に着目して、「都市部」と「中山間地域」を以下のよう

表7 広域的整備区分とその特徴

広域的区分	特 徴
都市部	<p>都市部の農地は、農・自然とのふれあいの場として、市民の豊かな人間生活を形成する上で重要な役割を果たしている。また、都市部の農地は相模川沿いに形成される河岸段丘崖の斜面林と合わせて、動植物が自由に往来できる「緑の回廊（コリドー）」を形成しており、都市部における数少ない自然環境のよりどころとして貴重な役割を果たしている。</p> <p>多様な生物の生息・生育に必要なみどりとしての農地を保全・活用することで、エコロジカルネットワークの形成を図るとともに、都市部の農地環境を活用した、人と自然が共生する空間の形成が求められている。</p> <p>また、都市部においては特に相模川沿いに希少な生物が多く確認される一方で、外来種も多く確認されており、外来種による生活被害も見られることから、外来種対策による適正な生態系の確保についても求められている。</p>
中山間地域	<p>中山間地域の農地は、山林が広がる中山間地域において比較的開けた場所であるため、動物の餌場、狩場としての役割を果たしている等、農地周辺に生息する多様な動植物との密接な関わりがある。また、自然と人々の生活との深い関わりにより形成され、良好な景観や地域文化、生物多様性が育まれてきた里地里山との関わりが深い。</p> <p>一方で人口減少や農林業の衰退による農地の荒廃が見られ、今後さらなる農地の保全・活用活動の縮小が懸念されるため、多様な生態系を育み、水源かん養機能等、農地が持つ多面的機能の持続性を確保することが求められている。</p> <p>また、中山間地域の農地周辺には野生生物や希少生物が多く生息・生育している一方で、野生生物による農作物や生活への被害が顕在化しており、自然と人の共生に向けた適正な生態系の確保が求められている。</p>

注) ここでいう「中山間地域」とは、「食料・農業・農村基本法」第47条に規定されている「中山間地域等：農林統計に基づく区分である「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域及び、地域振興立法の指定地域（特定農山村地域、振興山村地域等）」ではなく、普遍的な意味合いである「山間地やその周りの地域」を意味する。

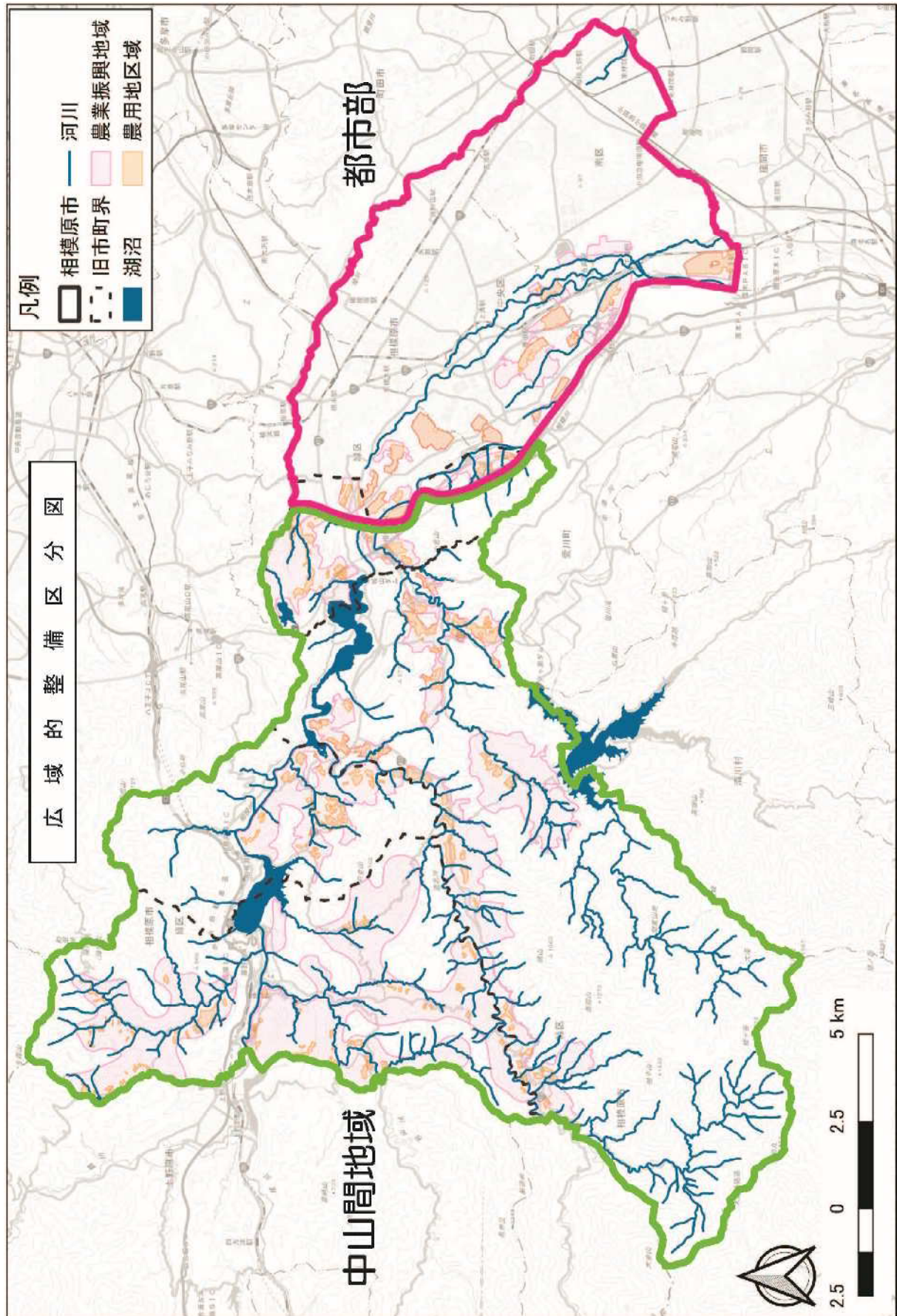


图4 広域の整備区分図

(2)地域別整備計画

1)地域別整備区分

第一に現状の農業振興地域の分布（まとまり）をふまえた上で、共通する流域や地理的地形的特徴（道路網等を含む）のある地域を区分しました。また、これまでの農政、前歴土地改良事業等は旧市町ごとに進められてきた経緯もあり、現状の農業振興地域も旧市町境界で区切られていることをふまえて、旧市町境界も地域区分の検討のひとつとしました。

なお、この地域区分は農業農村整備事業の優先度等に繋がるものではなく、地域ごとの現状や課題からその地域に適した農村環境計画を策定するために設定されるものです。

表 8(1) 地域区分の一覧

広域区分	地域区分	農振計画地区名	農振計画地区番号	特徴	
都市部	①都市部	大沢	相 A-2~4	都市部に位置する農地で河川低地より一段高い位置にあり、主に畑地利用（野菜・果樹等）となっている。集落・市街地の中に農地があり、中山間地域の農地よりもまとまりがあり、農業生産基盤の整備が進んでいる。段丘崖の斜面林とともに都市部の中の貴重な緑地となっている。	
		田名	相 B-1、2、4		
		上溝	相 C-1、2		
		(記載なし)	相 E-2		
		山野・大島界	城 B		
	②相模川沿岸	大沢	相 A-1	相模川低地に位置しており、広くまとまった水田地帯が存在し、かんがい排水や農道などがよく整備されている。大島中州をはじめ河川低地を利用した水田及びその周辺は、相模川と一体となった環境があり、湿生植物や水生昆虫など希少な動植物も多く、豊かな水辺環境が維持されている。	
		田名	相 B-3		
		新磯	相 D-1		
		麻溝	相 E-1		
		葉山島	城 D		
中山間地域	③川尻北部	川尻北部	城 A-1、2	城山湖、津久井湖湖畔が含まれる地域で、農用地は城山湖湖畔の梅園と広田、小松の畑地、水田がある。城山湖自然環境保全地域も含まれており、都市部に接する山地環境として特徴的な地域である。	
	④串川流域	小倉	城 C	串川流域の小倉、根小屋、長竹葦尾根等の農地が含まれる。津久井広域道路の延伸や圏央道インターチェンジの周辺といった、都市部に隣接する新拠点としての機能が期待される地域であり、多くの事業が計画されている金原地区も含まれている。	
		根小屋	津 B-1、2		
		串川	津 B-3、4		
	⑤相模湖津久井湖	三ヶ木・又野	津 A-1~3	相模湖、津久井湖に隣接する地域で、国道 412 号沿線の寸沢嵐、若柳、三ヶ木などの集落と一体となった農地が見られる。道志川沿いには一部水田があるが農地のほとんどが畑地となっている。一部は県立陣馬相模湖自然公園にもなっており、相模湖周辺の水辺環境と石老山などの山林が共存する地域である。	
		串川	津 B-5、6		
		内郷北	湖 A-1、2		
		内郷東	湖 A-3~7		
	⑥鳥屋	焼山麓	津 C-1~3	内郷西	湖 A-8~11
				宮ヶ瀬湖に隣接する串川沿いの鳥屋集落と一体となった農地が見られる。主要幹線国道のない山あいの中にあり、農用地は少ない。南側の一部が丹沢大山国定公園となっている。	

表 8(2) 地域区分の一覧

広域区分	地域区分	農振計画地区名	農振計画地区番号	特 徴
中山間地域	⑦道志川右岸	焼山麓	津 D-1~3	道志川と国道 413 号沿いに延びる地域であり、青野原、青根の集落と一体となった農地がある。農用地は、道志川右岸沿いにはあるが一段高い段丘上の平地にあり、主に畑地利用（野菜・果樹等）となっている。山あいの農業振興地域は一部が自然公園等の指定区域と重なるが、農用地はほとんど重複していない。
		焼山麓	津 E-1~5	
	⑧藤野北部	佐野川	藤 A-1、2	相模川以北の旧藤野町に位置する地域である。大日野原台地にまとまった農地があるほかは、谷戸や沢井川沿いに点在する集落にあわせて農地が分布している。旧藤野町中南部と比べてより急峻な山地帯であり、点在する集落も少ない一方、天然記念物のキマダラルリツバメの生息や県立陣馬相模湖自然公園など優れた自然環境が存在する。
		沢井	藤 B-1、2	
	⑨藤野中南部	名倉	藤 C-1~3	相模川以南の旧藤野町に位置する地域である。農業振興地域は広いがそのほとんどは山林であり、山あいの集落周りに農用地（野菜・果樹等）が点在する。自然公園等の指定地域も多く、自然豊かな森林環境と農村集落の結びつきが深い地域でもある。
		牧野	藤 D-1~4	
		(記載なし)	藤 E-1	

注)「農振計画地区名」、「農振計画地区番号」は、「相模原農業振興地域整備計画書（令和3年3月）」に整理された、本市農業振興地域を地域ごとに区分した地区名及びその地区番号である。



小倉橋と大島中州



葉山島の美しい水田環境

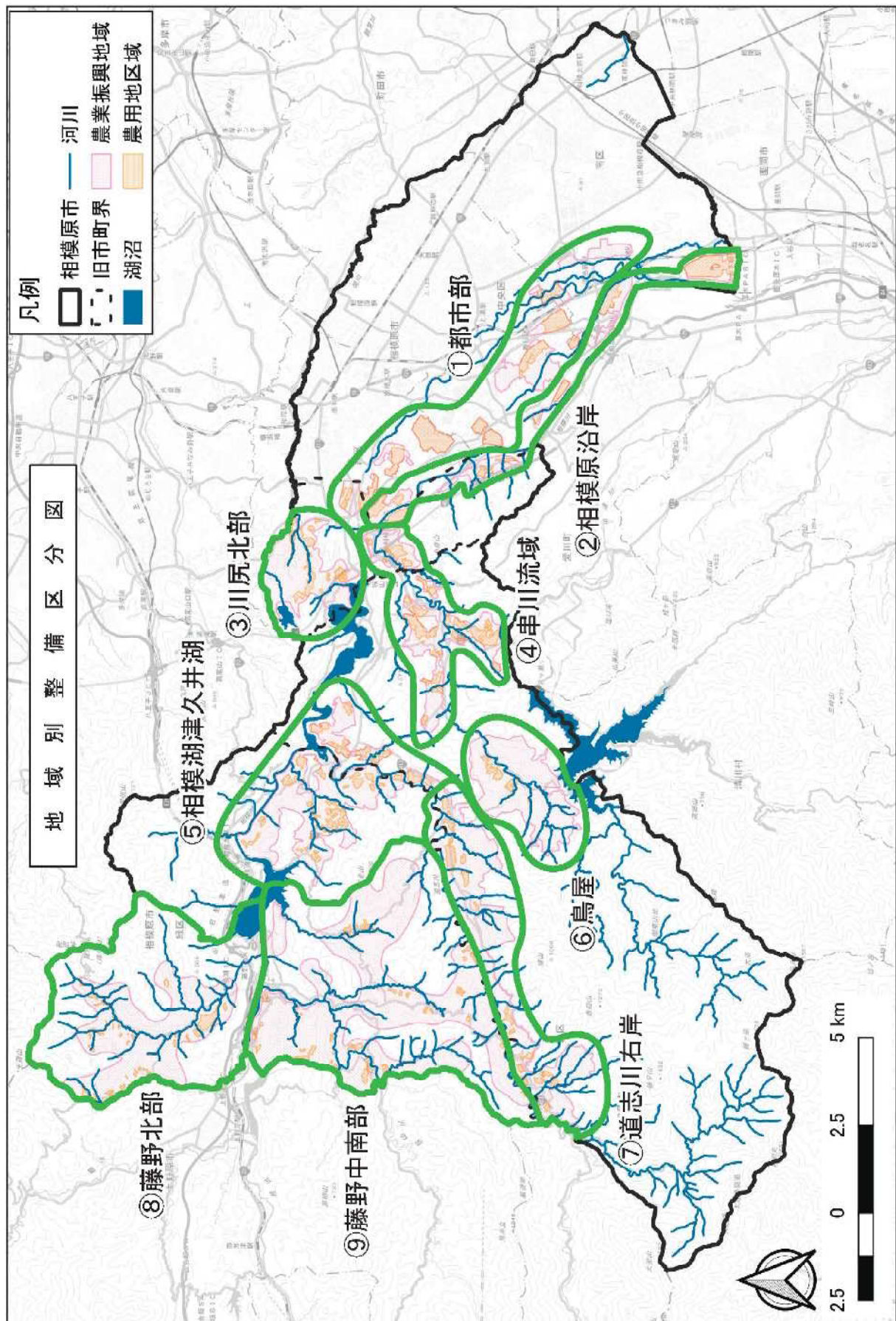


图5 地域の整備区分図

(3)「環境創造区域」、「環境配慮区域」

「4.環境保全の基本方針」及び動植物の生息・生育状況を踏まえ、計画対象地域（相模原市農業振興地域）を「環境創造区域」と「環境配慮区域」の2つに区分しました。

1)「環境創造区域」とは

「環境創造区域」は、自然と共生する環境を創造する区域であり、「環境配慮区域」の内容に加え、多様な生物相、絶滅危惧種等の生息・生育環境、及び優れた景観の保全のための具体的な環境配慮対策を実施する区域です。

2)「環境配慮区域」とは

「環境配慮区域」は、「環境創造区域」以外の区域に当たり、主として施工時の影響を緩和する措置を行う区域です。また、水路内の落差や水域と陸域の連続性の確保により動物の生息地を結ぶ等、生態系のネットワークについて配慮を検討することも必要です。

3)「環境創造区域」、「環境配慮区域」の区域区分

1)、2)に示した区域の位置付けをふまえた上で、以下①～④の環境要素に着目して「環境創造区域」を設定しました。なお「環境配慮区域」は、環境創造区域以外の農業振興地域です。

- ①旧市町の農村環境計画及び田園環境整備マスタープランで設定されている環境創造区域
- ②自然公園等の指定区域との重なり
- ③文化財との関わり
- ④農業農村整備事業履歴との関わり

表9 環境創造区域の一覧

広域区分	地域区分	農振計画地区名	農振計画地区番号	旧市町農村環境計画における地区名・大字名	環境創造区域の有無
都市部	①都市部	大沢	相 A-2~4	上大島、上九沢、大沢南部	
		田名	相 B-1、2、4	田名西部、下塩田、新宿・塩田	
		上溝	相 C-1、2		
		(記載なし)	相 E-2	麻溝	
		山野・大島界	城 B		
	②相模川沿岸	大沢	相 A-1	下大島、上大島	○
		田名	相 B-3	望地	○
		新磯	相 D-1		
		麻溝	相 E-1		
		葉山島	城 D		
中山間地域	③川尻北部	川尻北部	城 A-1、2	広田・小松・城北・中沢	○
	④串川流域	小倉	城 C		
		根小屋	津 B-1、2		
		串川	津 B-3、4	長竹、青山の一部	
	⑤相模湖津久井湖	三ヶ木・又野	津 A-1~3		
		串川	津 B-5、6	青山の一部	
		内郷北	湖 A-1、2		○
		内郷東	湖 A-3~7		○
		内郷西	湖 A-8~11		○
	⑥鳥屋	焼山麓	津 C-1~3	鳥屋	○
	⑦道志川右岸	焼山麓	津 D-1~3	青野原	○
		焼山麓	津 E-1~5	青根	○
	⑧藤野北部	佐野川	藤 A-1、2		○
		沢井	藤 B-1、2		○
	⑨藤野中南部	名倉	藤 C-1~3		○
牧野		藤 D-1~4		○	
(記載なし)		藤 E-1	日連	○	

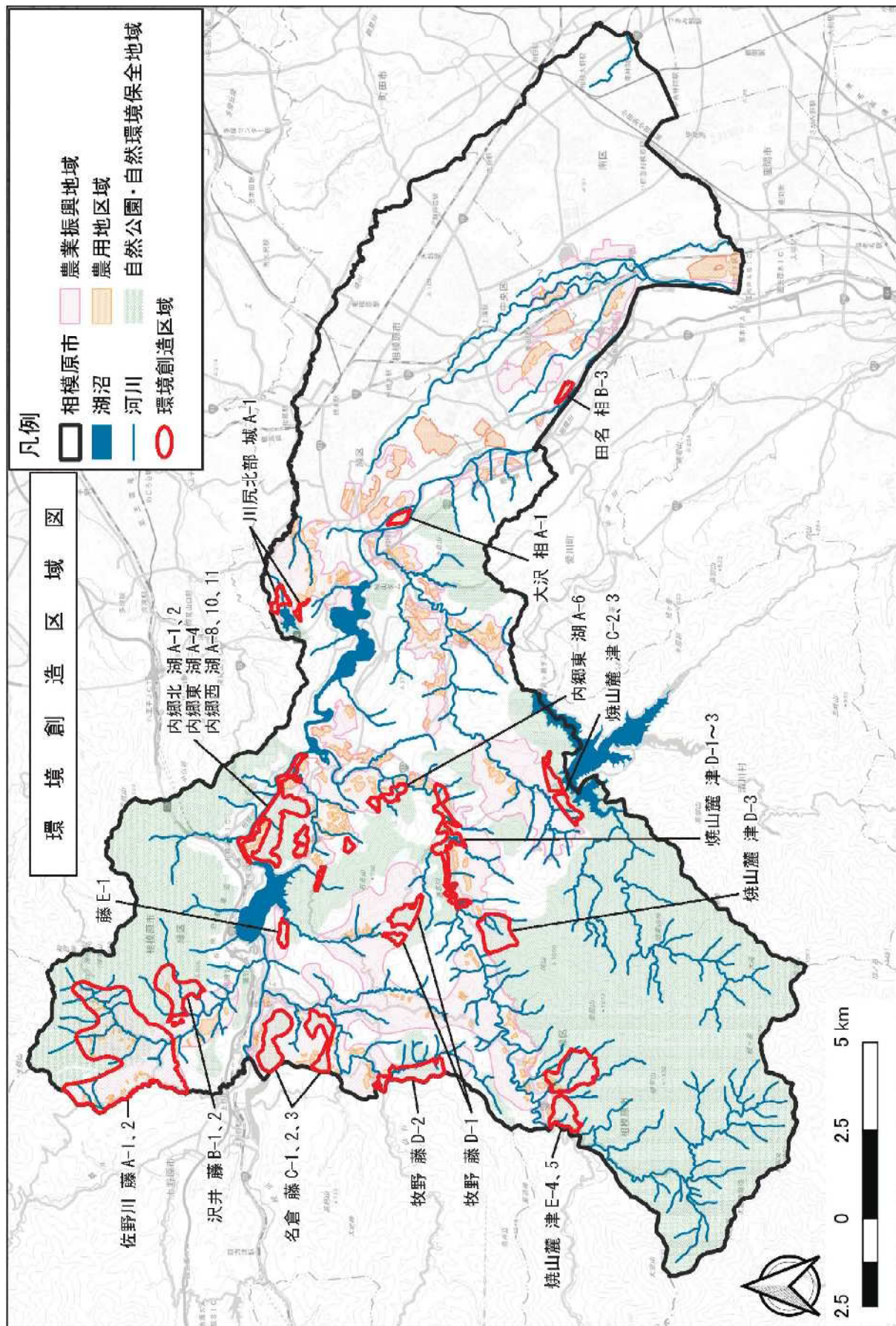


図6 環境創造区域図

6. 計画の推進体制

(1) 推進体制

計画の推進にあたっては、本計画の事業主体である本市農政課が、庁内の関係各課、神奈川県、農林水産省等と調整するとともに、地域住民との対話により関係者の意見を反映させながら施策を実施します。

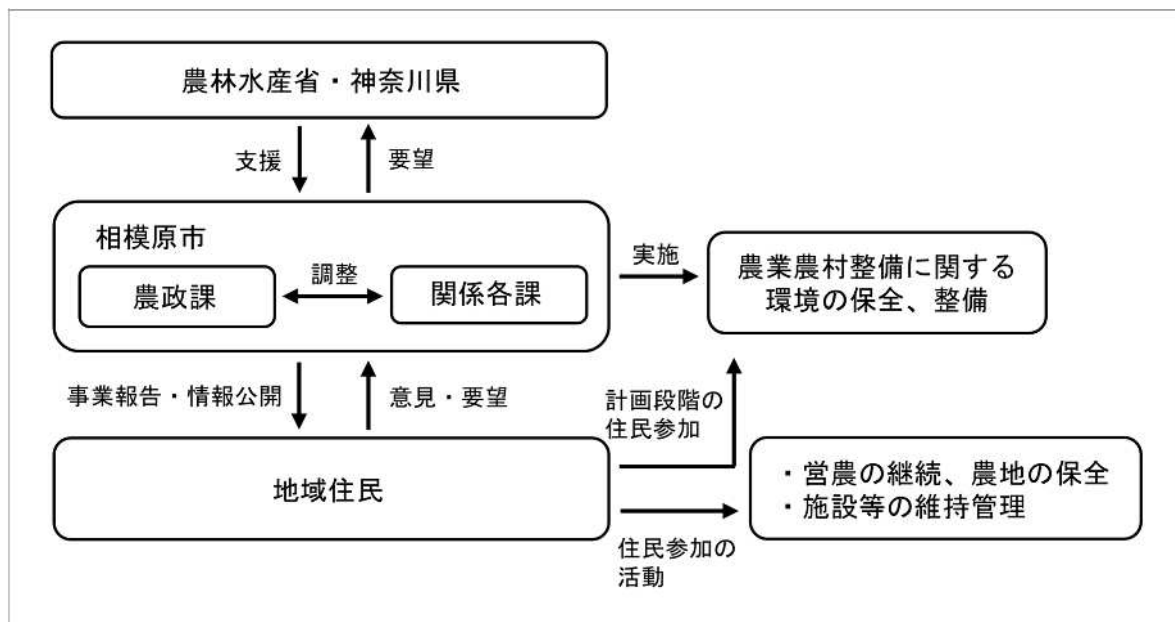


図7 計画の推進体制

(2) 住民参加

農地について、農地利用の継続が人間の活動によって形成された二次的自然と結びついた生物多様性の維持には不可欠であり、営農等の農地利用が縮小することにより、良好な農村環境であっても荒廃化が進行し、生物多様性の損失（第2の危機）に繋がります。そのため、農家の営農支援だけでなく、地域住民による積極的な農地保全活動を支援し、地域住民による農地の維持管理を実現します。

農業農村整備事業の実施にあたっては、本計画の内容に留意しつつ、事前に対象地域の住民に対する事業内容の十分な説明を行うとともに、意見を聞き取り、住民意向を反映させた整備を行います。また、農業農村整備事業による環境配慮対策を、事業後も永続的に発揮するためには、地域住民の維持管理が不可欠です。このため、事業の構想段階から維持管理まで、積極的な地域住民の参画を実施します。

(3) 関係機関との調整

事業に関連する行政機関と十分に協議を行い、円滑な事業の実施を図ります。また、補助事業を進める際には、助成金を交付する機関に対して本計画の内容を説明し、理解を得られるようにします。

相模原市農村環境計画（概要版）

令和7年12月発行

発行／相模原市

編集／相模原市 環境経済局 経済部 農政課（津久井班）

〒252-5172 相模原市緑区中野633番 津久井総合事務所内

電話：042-780-1416（直通） FAX：042-784-7474